

大阪府と一般社団法人コンパニオンアニマルヘルスサポートアソシエーション との動物愛護への協力に関する協定

大阪府（以下、「甲」という。）と一般社団法人コンパニオンアニマルヘルスサポートアソシエーション（以下、「乙」という。）は、相互の連携強化を図ることで、大阪府の動物愛護管理行政を推進するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、動物愛護管理行政の推進に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 飼い主における飼養継続が困難となった犬猫の保護等に関する事
- （2） 動物取扱業の適正化に関する事
- （3） 動物愛護の啓発に関する事
- （4） その他、本協定の目的に沿った事項に関する事

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく取組の実施にあたり知り得た機密情報を、相手方の書面による事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間協定を継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(疑義等の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年2月15日

甲 大阪府
代表者 大阪府知事 吉村 洋文

乙 大阪府和泉市池田下町1320-1
一般社団法人コンパニオンアニマルヘルスサポートアソシエーション
代表理事 大森 誠